

千葉駅周辺帰宅困難者等対策協議会規約 新旧対照表 (案)

改正前	改正後 (案)
千葉駅周辺帰宅困難者等対策協議会規約	千葉駅周辺帰宅困難者等対策協議会規約
第 1 条～第 9 条 (略)	第 1 条～第 9 条 (略)
(事務局)	(事務局)
第 10 条 協議会の事務を処理するため、 千葉市総務局危機管理課に事務局を置 く。	第 10 条 協議会の事務を処理するため、 <u>会 長の所属する団体</u> に事務局を置く。
第 11 条～第 12 条 (略)	第 11 条～第 12 条 (略)
附 則	附 則
この規約は、平成 24 年 4 月 26 日から 施行する。	この規約は、平成 24 年 4 月 26 日から 施行する。 <u>この規約は、令和 4 年 6 月 1 日から施行 する。</u>